

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ川越店

埼玉県川越市豊田町三丁目十二 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 市道七二二八号線を利用しての出入りは避けること
- ・ 繁忙期における来店車両の国道一六号での渋滞防止対策（誘導員配置等により、スムーズに店舗敷地内へ入れる）を講じていただきたい
- ・ 来店者誘導経路の案内板設置と、交通安全喚起文言（スピード落とせ、歩行者に注意等）の案内板への記載を講じていただきたい
- ・ 入口ナンバー二に配置される交通整理員は、駐車場ナンバー二の出口ナンバー三に配置し、市道横断時に一時停止と安全確認をさせるようにしていただきたい

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十三年六月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター